

**パーソナルデータの適正な利活用の
在り方に関する動向調査（平成30年度）
報告書
＜別添資料＞事例集**

平成31年3月

株式会社 野村総合研究所

事例集 目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 事例1 クレジットカード情報の利活用事例 | 2 |
| 1. 活用の実績 | 2 |
| 2. 実施方法と工夫点 | 2 |
| 2-1. 匿名加工情報の適正な加工 | 2 |
| 2-1-1. 具体的な加工方法 | 2 |
| 2-1-2. 加工における工夫点 | 3 |
| 2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置 | 4 |
| 2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点 | 4 |
| 2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点 | 4 |
| 2-3. 匿名加工情報の作成時の公表 | 4 |
| 2-3-1. 作成時の公表における工夫点 | 4 |
| 2-4. 匿名加工情報の第三者提供 | 5 |
| 2-4-1. 第三者提供における工夫点 | 5 |
| 2-5. 識別行為の禁止 | 5 |
| 2-5-1. 社内における工夫点 | 5 |
| 2-5-2. 第三者提供先における工夫点 | 5 |
| 2-6. その他 | 6 |
| 3. 今後の予定等 | 6 |
| 事例2 物流ドライバーの運行・生体情報の利活用事例 | 7 |
| 1. 活用の実績 | 7 |
| 2. 実施方法と工夫点 | 7 |
| 2-1. 匿名加工情報の適正な加工 | 7 |
| 2-1-1. 具体的な加工方法 | 7 |
| 2-1-2. 加工における工夫点 | 8 |
| 2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置 | 8 |
| 2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点 | 8 |
| 2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点 | 8 |
| 2-3. 匿名加工情報の作成時の公表 | 9 |
| 2-3-1. 作成時の公表における工夫点 | 9 |
| 2-4. 匿名加工情報の第三者提供 | 9 |
| 2-4-1. 第三者提供における工夫点 | 9 |
| 2-5. 識別行為の禁止 | 9 |
| 2-5-1. 社内における工夫 | 9 |
| 事例3 健康診断情報の利活用事例 | 10 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 活用の実績 | 10 |
| 2. 実施方法と工夫点 | 11 |
| 2-1. 匿名加工情報の適正な加工 | 11 |
| 2-1-1. 具体的な加工方法 | 11 |
| 2-1-2. 加工における工夫点 | 11 |
| 2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置 | 12 |
| 2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点 | 12 |
| 2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点 | 12 |
| 2-3. 匿名加工情報の作成時の公表 | 12 |
| 2-3-1. 作成時の公表における工夫点 | 12 |
| 2-4. 匿名加工情報の第三者提供 | 12 |
| 2-4-1. 第三者提供における工夫点 | 12 |
| 2-5. 識別行為の禁止 | 13 |
| 2-5-1. 社内における工夫点 | 13 |
| 2-5-2. 第三者提供先における工夫点 | 13 |
| 2-6. その他 | 13 |
| 3. 今後の予定等 | 14 |
| 事例 4 Wi-Fi 位置情報の利活用事例 | 15 |
| 1. 活用の実績 | 15 |
| 2. 実施方法と工夫点 | 16 |
| 2-1. 匿名加工情報の適正な加工 | 16 |
| 2-1-1. 具体的な加工方法 | 16 |
| 2-1-2. 加工における工夫点 | 17 |
| 2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置 | 18 |
| 2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点 | 18 |
| 2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点 | 18 |
| 2-3. 匿名加工情報の作成時の公表 | 19 |
| 2-3-1. 作成時の公表における工夫点 | 19 |
| 2-4. 匿名加工情報の第三者提供 | 19 |
| 2-4-1. 第三者提供における工夫点 | 19 |
| 2-5. 識別行為の禁止 | 19 |
| 2-5-1. 社内における工夫点 | 19 |
| 2-5-2. 第三者提供先における工夫点 | 19 |
| 2-6. その他 | 19 |
| 3. 今後の予定等 | 19 |
| 事例 5 医療健康情報の利活用事例 | 20 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 活用の実績 | 20 |
| 2. 実施方法と工夫点 | 21 |
| 2-1. 匿名加工情報の適正な加工 | 21 |
| 2-1-1. 具体的な加工方法 | 21 |
| 2-1-2. 加工における工夫点 | 22 |
| 2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置 | 23 |
| 2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点 | 23 |
| 2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点 | 23 |
| 2-3. 匿名加工情報の作成時の公表 | 23 |
| 2-3-1. 作成時の公表における工夫点 | 23 |
| 2-4. 匿名加工情報の第三者提供 | 23 |
| 2-4-1. 第三者提供における工夫点 | 23 |
| 2-5. 識別行為の禁止 | 23 |
| 2-5-1. 社内における工夫点 | 23 |
| 2-5-2. 第三者提供先における工夫点 | 23 |
| 2-6. その他 | 24 |
| 3. 今後の予定等 | 24 |
| 事例 6 観光客情報の利活用事例 | 25 |
| 1. 活用の実績 | 25 |
| 2. 実施方法と工夫点 | 26 |
| 2-1. 匿名加工情報の適正な加工 | 26 |
| 2-1-1. 具体的な加工方法 | 26 |
| 2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置 | 28 |
| 2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点 | 28 |
| 2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点 | 28 |
| 2-3. 匿名加工情報の作成時の公表 | 28 |
| 2-3-1. 作成時の公表における工夫点 | 28 |
| 2-4. 匿名加工情報の第三者提供 | 28 |
| 2-4-1. 第三者提供における工夫点 | 28 |
| 2-5. 識別行為の禁止 | 29 |
| 2-5-1. 社内における工夫点 | 29 |
| 2-5-2. 第三者提供先における工夫点 | 29 |
| 2-6. その他 | 29 |
| 3. 今後の予定等 | 29 |

本事例集は、匿名加工情報等の利活用実態についてヒアリング調査を実施した各事業者が、実際に行っていた取組を事例毎に整理したものである。本事例集に記載された加工方法の具体的な手法は、各事例において用いられた加工方法の手法の例を紹介したものである。ただし、匿名加工情報を作成するに際しては、個人情報保護法施行規則19条に規定された措置を講ずる必要があるところ、同規則19条1号から4号の加工を施してもなお、「特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態である」場合には、同条5号に基づいて、追加で措置を講ずる必要がある。そして、この同条5号に基づいて追加で講ずべき措置は、個別の事案に応じて、異なり得るものである。したがって、本件事例集に掲載された事例はもちろん、これを参考に匿名加工情報を作成する場合には、本事例集に記載された加工方法の手法を参考にしつつも、これに限定されることなく、個別かつ慎重に、同規則19条に規定された措置を検討する必要があることに留意していただきたい。

本文中の用語を以下のとおり定義する。

<用語の定義>

| 用語 | 説明 |
|---------------|---|
| 法 | 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法） |
| 政令 | 個人情報の保護に関する法律施行令 |
| 規則 | 個人情報の保護に関する法律施行規則 |
| ガイドライン | 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」平成 28 年 11 月（平成 29 年 3 月一部改正） |
| 個人情報保護委員会 Q&A | 個人情報保護委員会「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」平成 29 年 2 月 16 日（平成 30 年 12 月 25 日更新） |
| 事務局レポート | 個人情報保護委員会事務局「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」2017 年 2 月 |
| トップコーディング | 加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に大きい数値をまとめることとするもの。例えば、年齢に関するデータで、80 歳以上の数値データを「80 歳以上」というデータにまとめることを指す。 |
| ボトムコーディング | 加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に小さい数値をまとめることとするもの。例えば、年齢に関するデータで、15 歳未満の数値データを「15 歳未満」というデータにまとめることを指す。 |
| k-匿名化 | パーソナルデータに対して他の情報との照合から個人特定を防ぐ技術。準識別子（同一属性）のデータが k 件以上になるようデータを変換し、個人が特定される確率を k 分の 1 以下に低減して特定を困難にするもの。 |
| ソルト | 仮 ID 生成に当たっては、（氏名＋秘密の文字列）、（氏名＋電子メールアドレス＋秘密の文字列）といったように、鍵となる秘密の文字列を付加した上でハッシュ関数による変換をすることが望ましいとされており、ソルトとはこの秘密の文字列を指す。 |

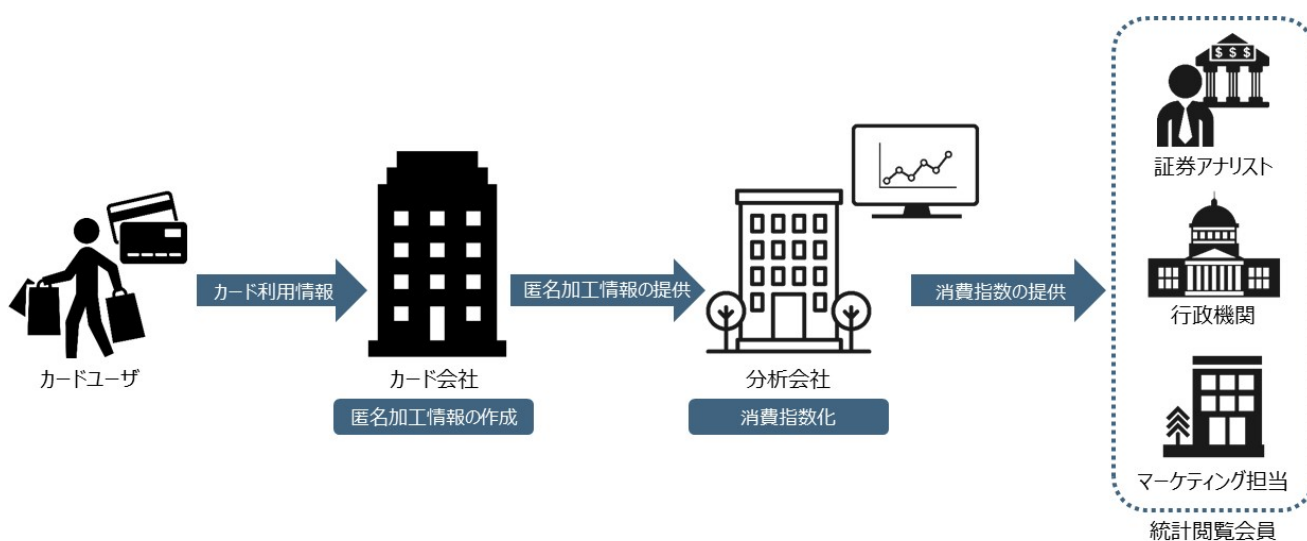
事例1 クレジットカード情報の利活用事例

1. 活用の実績

本事例では、クレジットカードユーザのカード利用情報を、カード会社が匿名加工し、分析会社に第三者提供している。

分析会社は、匿名加工情報から消費指数を作成し、統計閲覧会員向けに指数を提供するサービスを展開している。

図：サービス全体図



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

カード会社は、カードユーザがカードを利用するたびに利用明細情報を取得している。本事例では、カードユーザの属性情報および利用明細情報を匿名加工情報にして、利用している。

本事例において、カード会社が活用する個人情報の項目および匿名加工の際の加工方法は、次表のとおりである。

表：加工方法の具体的手法

| 項目 | 加工方法 |
|------------|--------------------------|
| カードユーザ属性情報 | |
| カードユーザ ID | ハッシュ関数による変換をして、別 ID に置換え |
| カード番号 | すべて削除（項目削除） |
| 氏名 | すべて削除（項目削除） |
| 住所 | 都道府県単位に加工（市区町村以下を削除） |
| 年代 | 5 歳刻みに加工 |
| 性別 | 加工なし |
| 入会日 | 入会年月に加工（日を削除） |
| 利用明細情報 | |
| カード利用日 | 2 週間単位に加工 |
| カード利用金額 | 加工なし |
| 店舗情報 | 店舗業種に加工（具体的な店舗名、所在地は削除） |

2-1-2. 加工における工夫点

<長期間のデータの連結を不可にする処理>

本事例では、長期間の消費行動の傾向から個人が特定されることを懸念して、外部提供する匿名加工情報は、長期間の同一カードユーザのカード利用履歴を連結することができないようにしている。

そのため、まずカードユーザ ID を別 ID に置き換えている。そのうえで、毎月 2 回の匿名加工情報作成の都度、ハッシュ関数を変更し、同一のカードユーザ ID を異なる別 ID にしている。また、一度の匿名加工情報の作成で最大 3 か月分のカード利用情報から匿名加工情報を作成しているが、同一のカードユーザ ID をカード利用月ごとに異なる別 ID に変換しているため、同一カードユーザの同月内の消費行動は把握できるが、利用月が異なる消費行動をつなぎ合わせることはできないようにしている。

また、匿名加工情報作成の都度、カードユーザの中から数パーセントをランダムサンプリングし、匿名加工情報にすることで、毎回同じカードユーザの利用履歴が使用されることを防ぎ、特定の個人を識別することをより困難にしている。

【ポイント】

- ✓ 個人を特定する ID を別 ID に置き換える
- ✓ 別 ID に置き換えるハッシュ関数は作成の都度変更する
- ✓ 全ユーザ分ではなくランダムサンプリングしたユーザの情報を匿名加工情報にする（作成の都度サンプリングし直す）

＜加盟店の反発防止＞

本事例では、業種別の消費指数を作成するという目的から、どのような店舗でカードが利用されたのかを匿名加工情報に含む必要がある。しかし、加盟店名をそのまま入れて分析会社にて利用店舗単位に情報を集計すると、店舗全体の売上金額や、利用する顧客の属性等を推測でき、加盟店の営業秘密に抵触する恐れがあることから、加盟店からも情報提供について同意を取得する必要性がでてくる。

そのため、加盟店名をそのまま提供するのではなく、店舗業種として提供することにした。統計閲覧会員のニーズを把握し、どのような業種分類であれば、利便性を損なわず、かつ情報も出しすぎることがないか検討し、設定することにした。

【ポイント】

- ✓ 購買情報の店舗名は削除し、店舗業種に加工する
- ✓ 店舗業種の設定は統計閲覧会員の声を反映し、指数公開時に有用性の高い業種分類になるようにする

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

法令に従い、個人情報と同じ水準での安全管理措置を講じている。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

匿名加工情報は、社内規定レベルにおける個人情報の一つ下のレベルで管理している。ただし、不要なアクセスを防ぐため、当該サービスを管轄する事業部のみにアクセス権限を付与している。

また、社内で匿名加工情報を新たなサービスに活用したい場合は、法務部門に都度相談するよう社内に通知している。

【ポイント】

- ✓ 社内規定レベルを明確に設定し、レベル別の情報管理基準を設ける
- ✓ 業務上必要な人だけにアクセス権限を付与する
- ✓ 他用途で使いたい場合は、法務部門に相談することを徹底して、不要な拡散を防止する

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

法令で求められている公表義務は当然ながら行っているが、カードユーザに匿名加工情報の理解が十分にされていない現状に鑑み、「匿名加工情報とは何か」をわかりや

すく説明するページを公式サイト上に設けている。多くのユーザを抱えるカード会社としての社会的意義を果たすために、このような施策を法令に上乗せする形で実施している。

作成時点で、このような説明資料を用意している事業者はほぼなかったため、個人情報保護委員会事務局レポートを参考に、社内で独自に検討し、関係機関及び有識者に意見を聞いた上作成した。具体的には、①匿名加工情報の定義、②匿名加工情報取扱事業者の義務、③匿名加工情報の加工方法、④よくある質問、の4種類の説明を行っている。

【ポイント】

- ✓ 消費者が不安を抱かないよう、予め匿名加工情報についてわかりやすく説明するようにした
- ✓ 作成内容に不安がある場合は、関係機関又は有識者に内容確認を依頼する

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

第三者提供先には、法令で定められている以上の対応を求めている。

匿名加工情報の管理を個人情報と同じ水準にするよう依頼し、その管理状況をモニターすることができるよう覚書を締結している。

また、他用途への転用や再移転についても予め契約で禁止している。

【ポイント】

- ✓ 第三者提供先の匿名加工情報管理の水準を契約で定める
- ✓ 他用途への転用禁止や再移転の禁止を契約で定める

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

識別行為の禁止について、社内規定に追加した。

2-5-2. 第三者提供先における工夫点

第三者提供先における識別行為を禁止するために、まずは契約で法令遵守を明記している。また、そもそも第三者提供先がカードユーザの特定ができない環境をつくるのが大事だと考え、必要のない情報は提供しない方針にしている。

2-6. その他

＜オプトアウト（利用停止等の対応）の実施＞

法令では求められていないが、カードユーザの権利保護のため、上乘せ施策としてオプトアウトを実施している。もともと他用途の仕組みを転用してオプトアウトを実施していたが、オプトアウト専用の仕組みを新たに設けることにした。

匿名加工情報を利用したサービスの開始 1 ヶ月前より、カードユーザ向けにアナウンスを開始し、オプトアウトを受け付けた場合は、次回匿名加工情報作成時より、サンプルに抽出されないよう処置している。

【ポイント】

- ✓ 消費者保護のため、オプトアウトを実施
- ✓ サービス開始 1 ヶ月前よりアナウンスを実施
- ✓ オプトアウトを受け付けた場合は、次回匿名加工情報作成時より対象に含めない

3. 今後の予定等

個人情報保護の観点を重視しつつ、匿名加工のノウハウを活用したデータ利活用を進めていく。

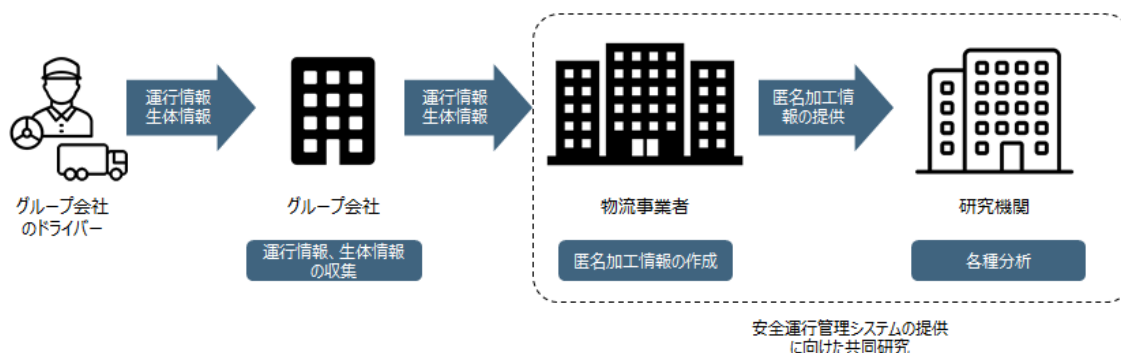
事例 2 物流ドライバーの運行・生体情報の利活用事例

1. 活用の実績

本事例では、物流事業者は、ドライバーの事故防止、安全意識の向上に向け、ドライバーの安全運行管理システムの提供を計画しており、研究機関と共同研究を進めている¹。システムのイメージとしては、ドライバーの運行情報・生体情報を分析することで、リアルタイムにドライバーや運行管理者に警告を発信し、事故を未然に防ごうとするものである。また、危険な状況のドライブレコーダーの動画を収集し、社内の啓発に役立てようとすることも計画している。

本事例は、上記のシステムの開発、提供に向け、物流事業者がドライバーの運行情報および生体情報を匿名加工し、その情報を研究機関へ第三者提供を行っているものである。

図：サービス全体図



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

物流事業者は、グループ会社のドライバーの生体情報、運行情報を取得している。具体的には、グループ会社がドライバーへの説明、第三者提供の同意取得を行い、物流事業者へ提供している。

本事例において、物流事業者が保有する主な個人情報および匿名加工の際の加工方法は、次表のとおりである。

¹ 共同研究の場合、個人情報保護法第76条第1項に該当すれば、個人情報保護法の適用除外とすることも可能であるが、研究機関以外への提供等の今後の展開も踏まえ、また厳しい基準で管理するために今回は適用除外という整理にはしなかった。

表：加工方法の具体的手法

| 項目 | 加工方法 |
|------------------|-----------------------------|
| ドライバー情報（生体情報等） | |
| 社員 ID | ハッシュ関数による変換をして、別 ID に置換え |
| 性別 | 加工なし |
| 生年月 | 加工なし |
| 生体情報（体温など） | 加工なし |
| 運行情報、その他 | |
| 運行情報（時間、距離、速度など） | 加工なし |
| ドライブレコーダーによる動画 | 動画撮影対象の当該個人が特定できないようにモザイク処理 |

2-1-2. 加工における工夫点

<個人特定できないことに配慮した加工処理>

本事例では、ドライバーの生体情報や運行履歴を蓄積するにあたり、同一のドライバーの情報の履歴が分かるようにしているが、個人の特定につながらないよう、社員 ID はハッシュ関数による不可逆変換をして別 ID に置き換えている。

また、ドライブレコーダーの動画を取得しているが、そのまま使用するとドライバー本人の顔から個人の特定につながってしまう。本システムにて動画を取得する目的は、ドライバーの運転中の挙動を把握することなので、動画撮影対象の当該個人が特定できないようにモザイク処理を行っている。

【ポイント】

- ✓ 個人を特定する ID をハッシュ関数による不可逆変換をして別の ID に置き換える
- ✓ 動画撮影対象の当該個人が特定できないようにモザイク処理を行う

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

法令に従い、個人情報と同じ水準での安全管理措置を講じている。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

匿名加工済みの情報は、個人情報とはファイル名、フォルダを分け、社外へ開示が可能なことが分かるようにしている。なお、各情報には業務上必要な社員にだけアクセス権限を付与し、不特定多数の社員がアクセスできる場所には格納していない。

【ポイント】

- ✓ 個人情報と匿名加工情報の格納先を分けた上で、それぞれの情報には業務上必要な人にだけアクセス権限を付与する

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

法令に従い、匿名加工情報の作成、第三者提供の公表を行っている。

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

共同研究のために研究機関へ匿名加工情報を第三者提供しているが、性別、生年月は、本研究開発では必要としていないため、ドライバーへも配慮し、提供しておらず、研究機関の分析に必要な生体情報（ハッシュ関数による変換をして置き換えられた ID を含む）、運行情報等の必要な情報に限り渡すようにしている。

また、社内ルールとして、匿名加工情報を社外へ提供する際には、受渡記録簿をつけるようにしている。

【ポイント】

- ✓ 第三者への匿名加工情報の提供は、必要な情報に限って提供する
- ✓ 匿名加工情報の第三者提供時には、受渡記録簿による管理を行う

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫

識別行為の禁止について、社内規定を設けている。また、匿名加工情報は一つの部署で取り扱っているが、その部署へ監査、点検を実施している。

また、情報セキュリティに関する教育を全従業員へ実施しているが、その中で、匿名加工情報の取扱いについても実施している。

事例 3 健康診断情報の利活用事例

1. 活用の実績

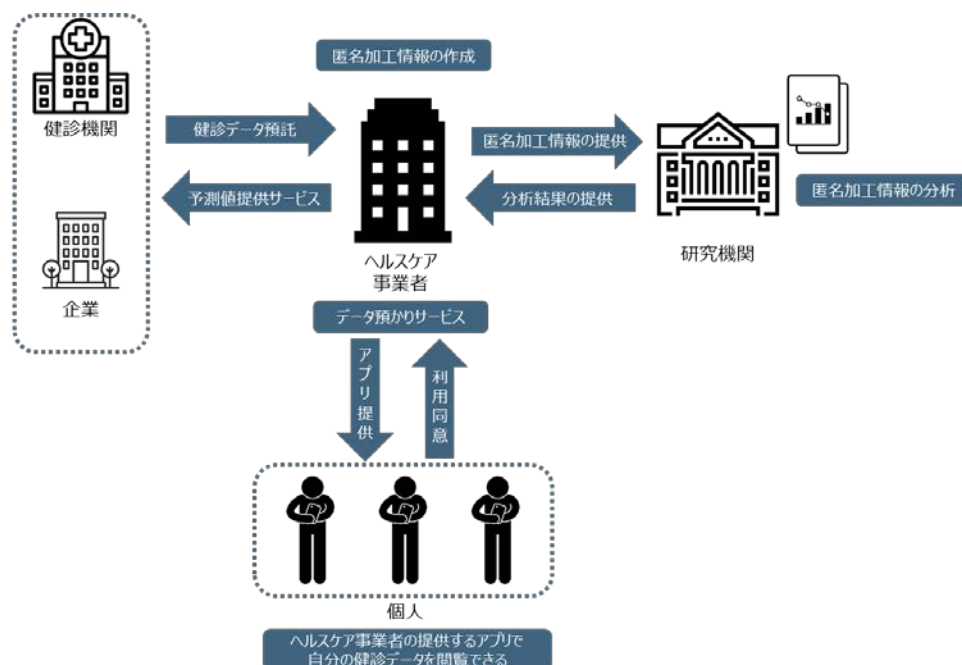
本事例では、ヘルスケア事業者がサービスを通じて収集した健診データを匿名加工し、研究機関に第三者提供して共同研究を行っている。

ヘルスケア事業者は、健診機関や企業から健診データを預かり、それをアプリで個人（従業員等）が閲覧できるサービスを行っている。個人がアプリを使用開始する際には、個人情報の利用許諾を取っており、ヘルスケア事業者は個人情報を活用したサービスを実施することができる。

このようなサービスを提供する中で、さらに企業向けに健診データを使った社員の健康管理と健康向上のサービスを提供していくことを目的として、ヘルスケア事業者はアプリ利用者の健診データを匿名加工し、外部研究機関に第三者提供することにした。このサービスは、「このような状況にあった個人は、このような運動をしたら、検査数値がこのように変わる可能性が高い」、「今後このままでは検査数値はこのように変化していく可能性が高い」といった検査数値の予測まで行うことを目指している。

このような分析は自社単独では困難と考え、外部研究機関と共同研究を行っていくこととした²。

図：サービス全体図



² 共同研究の場合、個人情報保護法第 76 条第 1 項に該当すれば、個人情報保護法の適用除外とすることも可能であるが、研究機関以外への提供等の今後の展開も踏まえ、また厳しい基準で管理するために今回は適用除外という整理にはしなかった。

2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

本事例において、ヘルスケア事業者はアプリ利用者の属性データと健診データを匿名加工情報にしている。加工基準は、個人の特定につながらないかという観点で策定している。

保有する個人情報および匿名加工の際の加工方法は、次表のとおりである。

表：加工方法の具体的手法

| 項目 | 加工方法 |
|---------|------------------------------|
| 属性データ | |
| サービス ID | ハッシュ関数による変換をして、別 ID に置換え |
| 氏名 | すべて削除（項目削除） |
| 住所 | すべて削除（項目削除） |
| 年齢 | 加工なし（ただし、90 歳以上は匿名加工の対象外とする） |
| 生年月日 | 生年月日に加工（日を削除） |
| 会社名 | すべて削除（項目削除） |
| 健診データ | |
| 検査数値 | 加工なし |

2-1-2. 加工における工夫点

<加工方法の決め方>

加工方法については、個人を特定できるかという観点を重視して、自社内で検討した。

健診データについては、当該時点で公表されていた個人情報保護委員会のガイドラインや個人情報保護委員会事務局レポート等でも具体的な事例が掲載されていなかった。そのため、健診データそのものではないが、同様に機微性の高い情報である位置情報等についての他社の加工方法を参考にしながら、個人を特定されることなく、また有意義な分析が可能になるかを社内で検討を行うことにした。

【ポイント】

- ✓ 個人情報保護委員会のガイドラインや事務局レポートの他、他社の公表情報も参考にする
- ✓ 自社の保有データと全く同じ種別のデータでなかったとしても、その性質を踏まえて参考にすることは可能

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

法令に従い、個人情報と同じ水準での安全管理措置を講じている。具体的には、ハッシュ関数による変換をして置き換えられた ID と個人情報を含むデータのサービス ID を結びつける対応表は個人情報と同じ水準で管理している。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

本事例では、ヘルスケア事業者は社内で匿名加工情報を作成しているため、個人情報そのものと匿名加工情報をそれぞれ保有している。

そのため、データの管理としては、個人情報が入っているサービス用のサーバと、匿名加工情報が入っている分析用のサーバを用意し、それぞれ別管理としている。それぞれのサーバのアクセス権限も分けており、サービス用サーバと分析用サーバにそれぞれアクセスできる組織も分かれている。また、匿名加工情報へのアクセスのパーミッションは分析部門側で管理している。

【ポイント】

- ✓ 匿名加工情報を保管するサーバへのアクセスのパーミッションは、担当部署で管理し、事業者として匿名加工情報の保有部署を把握する体制を整えておく

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

サービス利用者への周知徹底のため、匿名加工情報の公表の案内については、なるべく Web サイトのトップに置くようにしている。

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

匿名加工情報の提供元であるヘルスケア事業者が、第三者提供先である外部研究機関でも匿名加工情報を管理するために、提供した匿名加工情報をローカル環境にダウンロードして分析することは禁じている。ヘルスケア事業者側がクラウド上にサーバを用意し、外部研究機関から当該サーバにアクセスして分析を行うようにしている。また、第三者提供先からの再移転についても契約で禁止している。

ヘルスケア事業者という事業の特性上、サービス利用者からの信頼は必須のものであると考えており、匿名加工情報の漏えいもあってはならないと考えている。その中で、委託先からの漏えいというのは、自社だけで防ぎきれものではないので、データ自体

に対策を施すことも今後検討していく予定である。

また、サービス利用者にはプラスアルファの情報提供を心掛けている。そのため、匿名加工情報を第三者に提供するときに法律で求められているのは「第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目」および「その提供の方法」だけであるが、第三者提供した匿名加工情報の使用内容まで自社 Web サイトに掲載している。

【ポイント】

- ✓ 第三者提供先からのデータ漏えいを防ぐため、第三者提供先のローカル環境に匿名加工情報を保存することを禁止する
- ✓ 第三者提供先からの再移転を禁止する
- ✓ 法令で定められている以上に、第三者提供した匿名加工情報を何に使うのかまで公表することで、消費者に安心してもらう

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

個人情報の取扱いに関する研修を行っており、その中で、匿名加工情報についても研修を行っている。また、別途、匿名加工情報を取り扱う際のガイドラインも作成している。

2-5-2. 第三者提供先における工夫点

法令に従い、第三者提供先においても識別行為を禁止している。今後の展開も踏まえると第三者提供の形は様々であり、予測ができないため、現状では契約で規定するのではなく、第三者提供先での匿名加工情報の取扱いに問題が発生しないよう、第三者提供時にチェックシートで確認する運用を必須としている。

例えば、チェック項目として「提供先に匿名加工情報であることを文書等で明示している(書面、web 同意、利用規約、契約書、覚書 等)」という項目を設けている。どのような手段かに依らず、第三者提供先に匿名加工情報であることを明示することを確認するようにしている。

2-6. その他

特になし。

3. 今後の予定等

現在は、基礎的なデータの分析を実施している段階であるが、早々に予測サービスを開始する予定である。

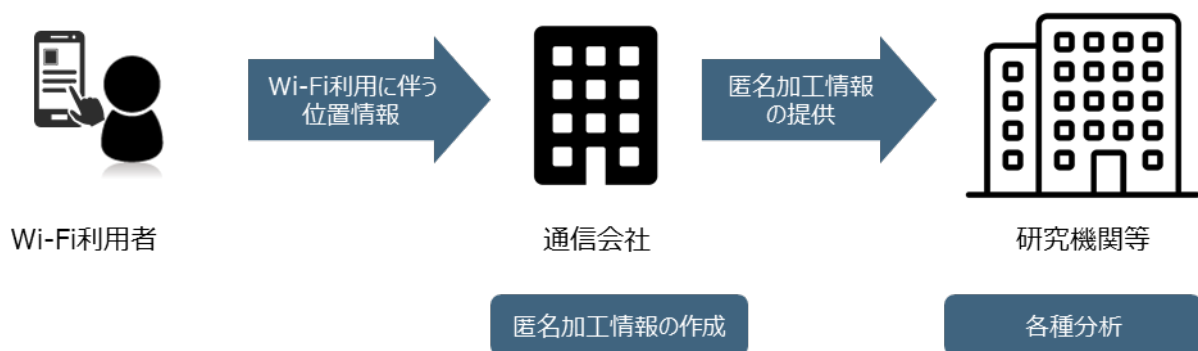
また、現時点ではサービス向上のための研究の範囲でしか匿名加工情報を活用する予定はないが、生命保険会社等にも健診データのニーズはあると考えているため、匿名加工情報には事業展開の余地があると考えている。

事例 4 Wi-Fi 位置情報の利活用事例

1. 活用の実績

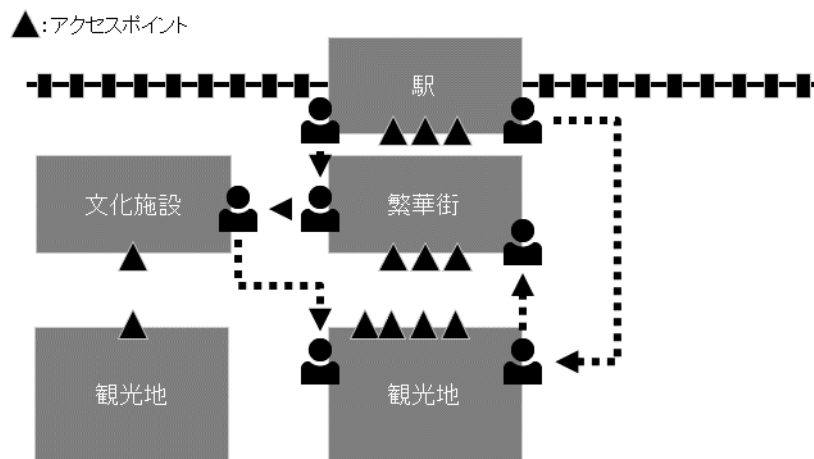
本事例では、個人がスマートフォン等の携帯端末を通じて Wi-Fi を利用する際に取得される位置情報を二次利用するために、その位置情報のデータを通信会社が匿名加工して、第三者提供することを想定している。ここでいう位置情報とは、通信の秘密に該当しない、フリーWi-Fi のアクセスポイントの位置情報をいう。

図：サービス全体図



具体的なケースとして、Wi-Fi 位置情報を用いた外国人観光客の観光ルート分析がある。スマートフォンで鉄道の駅や文化施設、観光スポット等に設置された Wi-Fi を利用すると、同一の個人が利用したアクセスポイントの履歴が取得される。これを分析することで、どこの観光施設に行ったのか、行かなかったのか、あるいは、どういう順番で施設を訪問したのか、等の分析が可能となる。

図：観光地におけるユーザの移動イメージ



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

通信会社は、利用者が Wi-Fi を利用するたびに位置情報を取得しており、あわせて利用者が Wi-Fi 接続時に選んだ言語情報を取得している。本事例において、通信会社が保有する利用者情報、位置情報、及びアクセスポイントの位置情報変換テーブルのイメージは、次図のとおりである。なお、本事例において、位置情報は氏名等と紐付いておらず、個人情報には該当しないが、利用者保護の観点から、個人情報と同じように匿名加工情報に加工して利用している。

図：本事例で用いるデータレイアウトのイメージ

Wi-Fi 利用者情報

| MAC アドレス | 言語 |
|-------------------|----------|
| 19-88-76-55-18-99 | 英語 |
| 26-99-88-25-55-66 | 中国語（簡体字） |
| 18-66-70-09-81-33 | 日本語 |

※言語情報は、利用者がアクセスポイント接続時に選んだ言語情報の使用を想定

位置情報

| MAC アドレス | 取得時刻 | アクセスポイント番号 |
|-------------------|----------------|--------------|
| 19-88-76-55-18-99 | 20170223145731 | XXX-XXXX-XX1 |
| 19-88-76-55-18-99 | 20170223192651 | XXX-XXXX-XX5 |
| 26-99-88-25-55-66 | 20170228124539 | XXX-XXXX-YZ3 |

アクセスポイント位置情報変換テーブル

| アクセスポイント番号 | 地点名 |
|--------------|--------------|
| XXX-XXXX-XX1 | 東京都 東京駅 |
| XXX-XXXX-XX5 | 東京都 東京駅 |
| XXX-XXXX-YZ3 | 東京都 東京駅丸の内ビル |

本事例における匿名加工の際の加工方法は、次表のとおりである。

表：加工方法の具体的手法

| 項目 | 加工方法 |
|--|--|
| Wi-Fi 利用者情報 | |
| MAC アドレス | ハッシュ関数による変換をして、別 ID に置換え |
| 言語 | 加工なし（ただし、少数となった場合は削除等の対応をする） |
| 位置情報 | |
| MAC アドレス | ハッシュ関数による変換をして、別 ID に置換え （Wi-Fi 利用者情報の MAC アドレスと同じ） |
| 取得時刻 | 15 分単位に丸める |
| 地点名（アクセスポイント番号を、アクセスポイント位置情報変換テーブルを用いて変換した情報 | 加工なし（ただし、少数となった場合は削除等の対応をする） |

2-1-2. 加工における工夫点

<位置情報ならではのリスクへ配慮>

位置情報には、特有のプライバシーリスクがあり、総務省における過年度調査³において、配慮すべき評価要素がとりまとめられている（次表）。Wi-Fi 位置情報を取り扱う際にも、各要素を一つずつ確認して、適切な加工を行う。

表：個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素

| 評価要素 | 要件 |
|------------------------------|--|
| 1) 付帯情報（通信事業者が扱う位置情報に付帯する情報） | <ul style="list-style-type: none"> 付帯情報によっては、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して選定・加工することが望ましい。 |
| 2) 場所の特性 | <ul style="list-style-type: none"> 対象とする位置情報に、自宅、通勤・通学地が含まれる場合は、配慮して加工することが望ましい。 対象とする位置情報に、要配慮個人情報に関わる場所が含まれている場合は、配慮して加工することが望ましい。 |
| 3) 集団の規模 | <ul style="list-style-type: none"> 特定の学校・職場や稀少な趣味嗜好等を持つ集団を対象とした場合、集団の規模によっては、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まるため、集団の規模に配慮して加工することが望ましい。 |

³ 平成 28 年度総務省委託事業「位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的活用
の両立に向けた調査研究 報告書」2017 年 3 月

| 評価要素 | 要件 |
|---------------|---|
| 4) 取得時期の特性 | <ul style="list-style-type: none"> 特定のイベントや事件のあった日、時期と一致する可能性がある場合、他の情報を参照することによって、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まるため、取得時期の特性に配慮して加工することが望ましい。 |
| 5) 位置の精度 | <ul style="list-style-type: none"> 高い精度の位置情報は、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高いため、適切に精度を低減することが望ましい。人口密度の低いエリアを対象とする場合は、特に配慮することが望ましい。 |
| 6) 移動履歴の期間・範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 移動履歴の期間が長くなったり、特定の時間帯を対象としたりする場合は、次の a)～c) に係るリスクが高くなるため、これらに配慮して加工することが望ましい。 a) パターン性、b) 場所の特性、c) 識別性 |
| 7) 時間の精度・間隔 | <ul style="list-style-type: none"> 時間の精度が高まったり、データを取得する際の時間間隔が短くなったりすると、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まる。また、詳細な時刻情報は位置情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得る。このため、適切に時間の精度を低減したり、間隔を開けたりすることが望ましい。 |
| 8) 対象者数 | <ul style="list-style-type: none"> 加工対象とするデータセットに含まれる対象者数が少ないと、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して加工することが望ましい。 同一の個人が複数台の携帯端末を所持している場合のあることを想定して、携帯端末の台数よりも対象者数が小さくなる可能性のあることに留意することが望ましい。 |
| 9) データ提供までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> データを取得してから、「十分な匿名化」により加工した位置情報として提供するまでの期間が短い場合は、他の情報を参照することによって、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して加工することが望ましい。 |

【ポイント】

- ✓ 位置情報特有のプライバシーリスクに配慮するため、過年度の総務省調査でとりまとめられた9つの評価要素に基づき、データの安全性を評価する

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

法令に従い、個人情報と同じ水準での安全管理措置を講じている。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

法令・ガイドラインに従って対応している。

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

法令・ガイドラインに従って対応している。

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

第三者提供先には、匿名加工情報の管理を個人情報と同じ水準にするよう依頼し、その管理状況をモニターすることができるよう覚書を締結する予定。

また、他用途への転用や再移転についても予め契約で禁止する予定。

【ポイント】

- ✓ 第三者提供先の匿名加工情報管理の水準を契約で定める
- ✓ 他用途への転用禁止や再移転の禁止を契約で定める

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

法令・ガイドラインに従って対応している。

2-5-2. 第三者提供先における工夫点

匿名加工情報を第三者提供する先は、分析に関する知見を持ち、かつ、データを安全に管理することができる機関に限定することを想定している。

第三者提供先と、匿名加工情報の再移転について禁止する契約を締結する想定。

2-6. その他

特になし。

3. 今後の予定等

匿名加工情報を有効活用するための検討を進めていきたい。

事例 5 医療健康情報の利活用事例

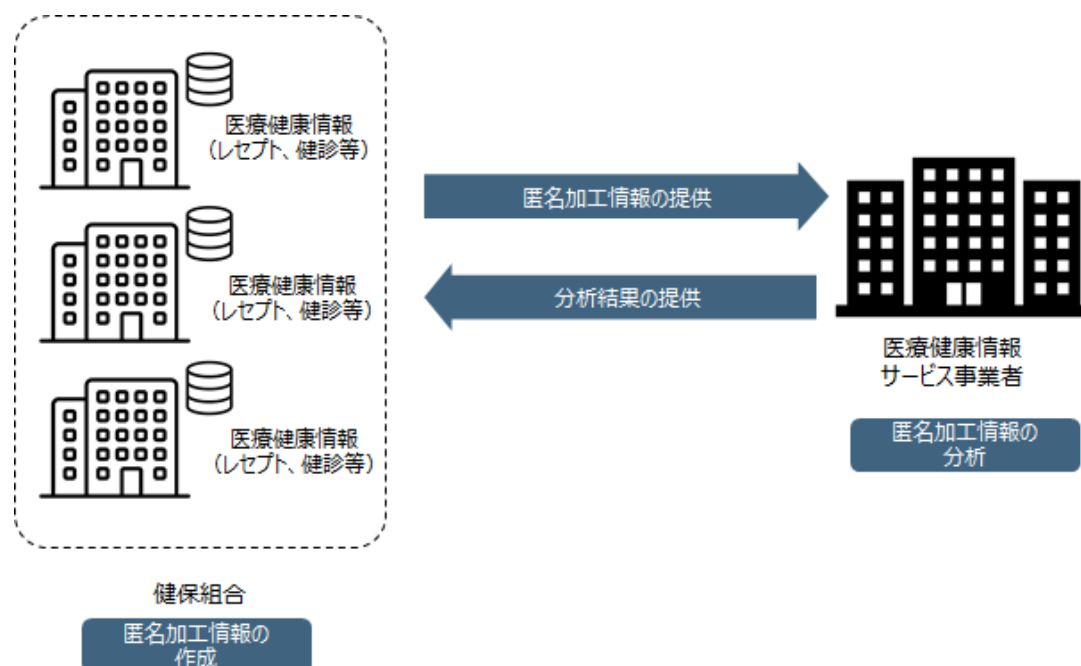
1. 活用の実績

本事例では、健康保険組合（以下、「健保組合」という）が保有する組合員の医療健康情報について匿名加工情報の作成を行い、匿名加工後の情報を医療健康情報サービス事業者へ第三者提供を行うものである。匿名加工情報の提供先である、医療健康情報サービス事業者では、匿名加工情報の分析を行っている。

健保組合では、組合員個人の各種医療健康情報を保有しており、独自にデータの分析等を行う他、専門的な分析機関にデータを提供し分析を依頼したいと考えていたが、個人情報を含むデータなので、そのまま取り扱うことには第三者提供の同意の取得など様々な制約があった。そのため、保有しているデータを匿名加工して分析機関（本事例では医療健康情報サービス事業者）に提供し、よりスムーズにデータを分析していくこととした。

匿名加工を行う医療健康情報には、個人が医療機関等にかかったレセプト情報、健診機関で受けた健診結果情報があるが、組合員一人ごとの診療や健診等の履歴を追えるようにデータの作成を行おうとしている。将来的には、AI分析等を行うことで、組合員の生活習慣の改善につながる、企業の健康経営に向けた様々なサービスの材料としていくことを見据えている。

図：サービス全体図



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

匿名加工情報にする対象としているのは、以下の適用情報（個人やその属性に関する情報）、レセプト情報、健診結果情報である。それぞれの情報は、個人識別キーで紐付けされている。

- ✓ 適用情報
 - 氏名、住所、性別、生年月日、保険者番号、保険証記号・番号、加入日・脱退日など
- ✓ レセプト情報
 - 医療機関、診療年月など
- ✓ 健診結果情報
 - 健診機関受診年月日や検査値など

なお、健保組合によっては、匿名加工情報の作成は大きな負担になるため、ノウハウを有する外部事業者に匿名加工を委託している。本事例において、匿名加工を行う主な情報と加工方法は、次表のとおりである。

表：加工方法の具体的手法

| 項目 | | 加工方法 |
|----------|----------------|----------------------|
| 適用情報 | | |
| 個人に関する情報 | 氏名 | すべて削除（項目削除） |
| | 住所 | すべて削除（項目削除） |
| | 生年月日 | すべて削除（項目削除） |
| | 保険者番号、保険証記号・番号 | すべて削除（項目削除） |
| | 加入日・脱退日 | すべて削除（項目削除） |
| | 個人識別キー | すべて削除（項目削除） |
| 属性情報 | 制度区分 | k-匿名化をベースとした加工 |
| | 性別 | k-匿名化をベースとした加工 |
| | 続柄 | k-匿名化をベースとした加工 |
| (新規項目追加) | | レコード連結キー追加（匿名加工後に発行） |
| レセプト情報 | | |
| 個人識別キー | | すべて削除（項目削除） |

| 項目 | 加工方法 |
|----------|-----------------------------|
| レセプトキー | すべて削除（項目削除） |
| 医療機関 | すべて削除（項目削除） |
| 診療年月 | 個人の生年月からの月数に置換え |
| 傷病名 | 傷病名は削除して傷病コードを掲載 |
| 診療行為コード | 特異な診療行為を除外 |
| 医薬品情報 | 特異な医薬品情報は除外 |
| （新規項目追加） | レコード連結キー追加（匿名加工後に発行） |
| 健診結果情報 | |
| 個人識別キー | すべて削除（項目削除） |
| 健診受診年月日 | 個人の生年月からの月数に置換え |
| 検査値 | 外れ値を処理（トップコーディング、ボトムコーディング） |
| 問診項目 | 加工なし |
| （新規項目追加） | レコード連結キー追加（匿名加工後に発行） |

2-1-2. 加工における工夫点

<個人特定につながる要素を排除した上で、必要なデータ構成を維持>

本事例では、適用情報、レセプト情報、健診結果情報の3つデータが、個人識別キーで紐付けされて構成されている。まず加工にあたり、これらのデータから個人の特定につながる項目（氏名、住所、生年月日、個人識別キーなど）の削除を行っている。

また、適用情報の個人の属性項目については、匿名性を確保するために、k-匿名化をベースとした加工を行っている。さらに、レセプト情報の診療行為コード、医薬品情報では、特異な情報を除外、健診結果情報の検査値にある外れ値の処理等を行うなど個人特定につながる要素を排除する処理がなされている。なお、特異な情報の除外や外れ値の処理を行う際には、当該データの分布状況に鑑み、処理を行うデータの基準を決めている。

ただ、上記の処置により3つデータを紐付けていた個人識別キーも削除され、データの構成が崩れてしまう。このため、匿名加工後に、3つのデータを紐付けるレコード連結キーを新たに振り出すことにより、データの構成を維持する工夫がなされている。

【ポイント】

- ✓ 個人の特定につながりそうな特異なデータや外れ値は除外。また、個人識別キーの削除によりデータの紐付けが失われるため、匿名加工後に新たに紐付けを行うデータを振り出す
- ✓ 匿名性を確保するために属性情報の k-匿名化を行う

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

法令に従い、個人情報と同じ水準での安全管理措置を講じている。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

法令・ガイドラインに従って対応している。

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

法令・ガイドラインに従って対応している。

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

健保組合が医療健康情報サービス事業者へ第三者提供した匿名加工情報の取扱いについては、両者で作成した約款に従い、医療健康情報サービス事業者において個人情報と同じ水準の安全管理措置を講じることになっている。なお、匿名加工情報の提供は、対象データ群を暗号化した上で外部記録媒体（DVD-ROM 等）に保存し手交する。

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

法令・ガイドラインに従って対応している。

2-5-2. 第三者提供先における工夫点

医療健康情報サービス事業者においては、健保組合に関わる業務を実施している社員に対して、内部教育用のセミナーを実施している。個人情報保護法の改正もあり、個人情報保護に関するセミナーであるが、その中で匿名加工情報に関する内容について

も触れている。

2-6. その他

<オプトアウト（利用停止等の対応）の実施>

被保険者からの自分の情報を匿名加工情報に使わないでほしいという要望（オプトアウト）については、以下のような上乗せ施策を実施することとしている。

まず、前提として外部に提供する際には、匿名加工されているので個人を特定できないようにしている旨のアナウンスをしている。なお、苦情・相談の窓口は設けている。また、オプトアウトの要望があった際は、すでに匿名加工されてしまった情報から本人の情報を除くことはできないが、次に元データから匿名加工情報を作成する際には、加工前の情報から除外することは可能となるように管理している。

【ポイント】

- ✓ 匿名加工情報の外部提供に当たっては、匿名加工されているので個人を特定できないようにしている旨をアナウンスする
- ✓ 苦情相談の窓口を設ける
- ✓ 消費者保護の配慮として、オプトアウトを提供し、申出があった場合は、匿名加工を行わない

3. 今後の予定等

将来的に、ビックデータ化、AI分析を行うことで、生活習慣の改善につないだり、健保組合以外の情報とも組み合わせたりして、企業の健康経営に活かせるものを目指していく。

事例6 観光客情報の利活用事例

1. 活用の実績

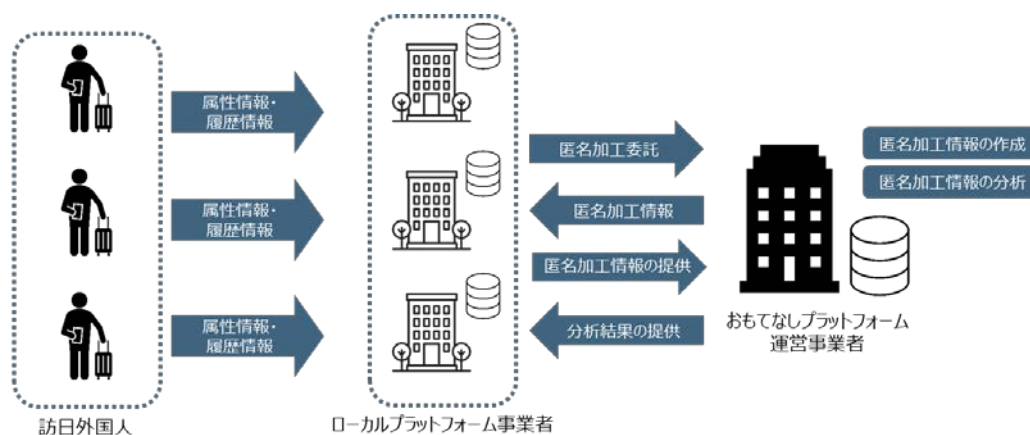
本事例では、各地域で訪日外国人からデータを取得した事業者（以下「ローカルプラットフォーム事業者」という）が、経済産業省が推進する「おもてなしプラットフォーム」の運営事業者に加工を委託して匿名加工情報を作成し、その後各ローカルプラットフォーム事業者からおもてなしプラットフォーム運営事業者に匿名加工情報を第三者提供している。第三者提供を受けたおもてなしプラットフォーム運営事業者は、情報分析を行って、各ローカルプラットフォームに情報提供をしている。

訪日外国人は、ローカルプラットフォーム事業者が提供するアプリ等を通じて様々なサービスを利用することができる。一方、サービス利用登録および利用の過程で、ローカルプラットフォーム事業者は訪日外国人の属性情報や移動情報や購買情報等の履歴情報を取得することが可能になる。

収集したデータをおもてなしプラットフォーム運営事業者に提供して、分析等に活用するために、ローカルプラットフォーム事業者は、2種類のデータ収集方式を採用している。1つ目は、おもてなしプラットフォーム運営事業者への第三者提供の同意に基づくデータ収集、2つ目は、おもてなしプラットフォーム運営事業者への第三者提供の同意を得ないデータ収集である。第三者提供の同意に基づくデータ収集の場合、個人情報を含むデータを提供することができる。ただし、個人情報を含むデータの第三者提供は同意を集めにくく、データ数が少なくなるというデメリットがある。一方、第三者提供の同意を得られなかった場合でも、匿名加工すれば第三者提供は可能になる。匿名加工情報にした場合、個人情報は含まないものの、有意義なデータを十分なデータ数を確保して分析等に活用することができる。

本事例では、第三者提供の同意は得ていないが、匿名加工情報として活用する場合の工夫や課題等について述べることにする。

図：サービス全体図



2. 実施方法と工夫点

2-1. 匿名加工情報の適正な加工

2-1-1. 具体的な加工方法

加工方法を決めるにあたり、これまで公表された個人情報保護委員会のガイドラインや事務局レポートを参考に、3案を作成し、リスクを勘案して決めることとした。特に事務局レポートには具体的な事例が掲載してあったため、大変参考になった。

関係機関及び有識者に相談した結果、対象となる個人が訪日外国人ということで、居住地が特定されづらく、個人を特定されるリスクが低いという特性があると判断し、加工なしでも問題ないと判断したものは加工せずに活用することとした。

本事例において、ローカルプラットフォーム事業者が保有する個人情報および匿名加工の際の加工方法は、次表のとおりである。

表：加工方法の具体的手法

| 項目 | | 加工方法 |
|------------------|-------------------|---|
| 属性情報 | | |
| ID | | ハッシュ関数による変換をして、別IDに置換え |
| 国籍 | | 加工なし（ただし、特殊な国籍の場合には集計の際に地域に変換する等の工夫を施す） |
| 性別 | | 加工なし |
| 生年月日 | | 生年月に加工（日を削除） |
| メールアドレス | | すべて削除（項目削除） |
| 氏名、住所、電話番号 | | すべて削除（項目削除） |
| その他趣味・嗜好情報（ハラル等） | | 加工なし（機微情報については削除） |
| 履歴情報 | | |
| 移動情報 | 移動日時 | 日時分に加工（秒を削除） |
| | 緯度・経度（3～10分単位の取得） | 加工なし |
| 決済・購買情報 | 決済日時 | 決済日時分に加工（秒を削除） |
| | 店舗名 | 加工なし |
| | 店舗種別 | 加工なし |
| | 決済金額 | トップコーディング（10万円以上） |
| | 場所 | 加工なし |
| サービス利 | 利用日時 | 利用日時分に加工（秒を削除） |

| | | |
|------|---------|----------------|
| 用情報 | サービス種別 | 加工なし |
| | 店舗・施設種別 | 加工なし |
| | 場所 | 加工なし |
| 閲覧情報 | 閲覧日時 | 閲覧日時分に加工（秒を削除） |
| | 閲覧チャンネル | 加工なし |
| | 閲覧情報の種別 | 加工なし |
| | 場所 | 加工なし |

2-1-2. 加工における工夫点

<個人特定できないことに配慮した加工処理>

もともとローカルプラットフォーム側で、ローカルユーザ ID と呼ばれる ID を各訪日外国人に発番している。このローカルユーザ ID をハッシュ関数による変換をしてハッシュ値に置き換えた ID（以下「ハッシュ ID」という。）に置き換えている。ハッシュ変数による変換をするタイミングの日時をソルトに用いる。このときの日時はおもてなしプラットフォームでは保持していないため、ハッシュ関数を用いてハッシュ ID からローカルユーザ ID を復元することは不可能である。

なお、ローカルユーザ ID をキーとしたユーザアカウント情報に、ハッシュ ID を記録する形での対応表は保持しているが、3ヶ月に一度ハッシュ関数による変換をする際に付与されるソルト（すなわち変換するタイミングの日時）でローカルユーザ ID から別のハッシュ ID を生成し、これに応じて対応表も上書きするため、生成から3か月経過したハッシュ ID は対応表のローカルユーザ ID、個人情報を含むユーザアカウント情報と紐付けることは困難であり、ハッシュ ID をキーとする匿名加工情報も加工前の個人情報との紐づけは困難となる。

また、安全管理措置の観点から、対応表は匿名加工情報と同一サーバで保持するのではなく、アクセス権限を分ける等の工夫をしている。

【ポイント】

- ✓ 個人を特定する ID を別 ID に置き換える
- ✓ 置き換えた別 ID は3ヶ月に一度変更して上書きする

<匿名加工の委託>

本事例では、直接情報収集するローカルプラットフォーム事業者が複数存在していることから、各社でそれぞれ匿名加工を実施すると、加工基準がバラバラになる恐れがあった。そこで、一社に加工を委託し、ローカルプラットフォーム事業者から集められたデータを同一基準・同一フォーマットで一律に匿名加工することで、平仄を合わせた形で分析を実施することが可能となった。なお、各ローカルプ

プラットフォーム事業者から受領した元データを、おもてなしプラットフォーム運営事業者が匿名加工後のデータと突合するといった処理は行っていない⁴。

匿名加工の委託契約は各ローカルプラットフォーム事業者と、おもてなしプラットフォーム運営事業者で個別に締結している。委託契約の際には、同一フォーマットの委託契約文書を使用し、各社でカスタマイズして締結している。

【ポイント】

- ✓ 匿名加工情報の作成は委託することも可能
- ✓ 複数社で収集した個人情報をまとめて分析する際には、一社に加工委託して匿名加工情報を作成することは有効

2-2. 匿名加工情報等の安全管理措置

2-2-1. 加工方法等情報の安全管理措置における工夫点

法令に従い、個人情報と同じ水準での安全管理措置を講じている。

2-2-2. 匿名加工情報の安全管理措置等における工夫点

加工後の匿名加工情報は、法令上の措置として個人情報と同じ水準での安全管理措置を講じている。

2-3. 匿名加工情報の作成時の公表

2-3-1. 作成時の公表における工夫点

匿名加工情報の作成時および、第三者提供時の公表用テンプレートをおもてなしプラットフォーム運営事業者からローカルプラットフォームに提供し、こちらをもとに各ローカルプラットフォーム事業者において、法令に従い、匿名加工情報の作成、第三者提供の公表を行っている。

2-4. 匿名加工情報の第三者提供

2-4-1. 第三者提供における工夫点

本事例では、匿名加工情報の加工の委託先と第三者提供先が同じであることが適正加工義務や識別禁止義務の観点から問題視されないかという点が懸念であった。これについては、匿名加工情報の加工の委託先であることを考慮にいたした加工基準を定め

⁴ 法律上、個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、提供された個人データを委託の内容と関係のない自社の営業活動等のために利用する場合は違法と評価される。(個人情報保護委員会 Q&A Q5-26-2)

るとともに、おもてなしプラットフォーム運営事業者側では、元データは匿名加工と同時に削除し、保有しないことにしている。

なお、第三者提供を受けたおもてなしプラットフォーム運営事業者からの匿名加工情報の再移転は現在のところ予定していない。

【ポイント】

- ✓ 匿名加工情報の加工の委託先に当該匿名加工情報を第三者提供することは、一律的に問題になるわけではない
- ✓ 委託を受けて匿名加工を行う際に受領した元データを削除した後に、匿名加工情報の第三者提供を受ける必要がある

2-5. 識別行為の禁止

2-5-1. 社内における工夫点

各ローカルプラットフォーム事業者においては、法令に従って対策している。

2-5-2. 第三者提供先における工夫点

おもてなしプラットフォーム運営事業者の全社教育プログラムの中で個人情報に関する教育を行っており、その中で匿名加工情報についても研修するようにしている。

【ポイント】

- ✓ 社内教育において、識別行為の禁止を周知徹底する

2-6. その他

<オプトアウト（利用停止等の対応）の実施>

法令では求められていないが、訪日外国人の権利保護のため、上乘せ施策としてオプトアウトを実施している。訪日外国人側からローカルプラットフォーム事業者にオプトアウトの申出を受けた場合は、ローカルプラットフォーム事業者側でおもてなしプラットフォーム運営事業者に加工委託する個人情報の中から削除するようにしている。

【ポイント】

- ✓ 消費者保護の配慮として、オプトアウトを提供し、申出があった場合は、匿名加工を行わない

3. 今後の予定等

おもてなしプラットフォーム運営事業者でデータ分析を行った結果を各ローカルプラ

ットフォーム事業者にレポートとして提供したり、地域を超えた分析を行ったりすることを検討している。